

# 「使用済み車」大幅減少の理由はどこに！！

## 経産省、環境省に『要望書』を提出

### 自動車リサイクル法運用上の問題点指摘

有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構の酒井清行代表理事は、去る7月8日、経済産業省と環境省の両省を訪れ、自動車リサイクル法運用上の問題点等をまとめた『要望書』を手渡した。内容は「引取り業者の行為義務不履行」に関わる問題点など6項目にわたり、これらの問題が、現在、業界共通の悩みになっている『使用済み車の入庫大幅減少の要因』と見て、早急に対策を図るよう要望したものの。

#### ▼「使用済み車」はどこへ行ったのか

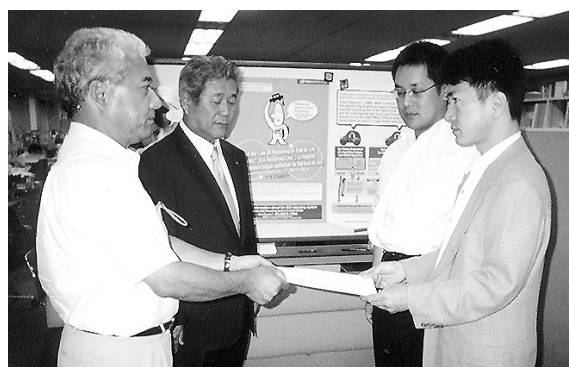
北九州市のある会員企業は、7月に入ってから入庫車両がゼロになり、普段は工場解体作業に取り組んでいる従業員を全員、取引先を回る「仕入れ営業」に振り向けた、という。こうした現象は、自動車リサイクル法が施行されてから全国各地で見られるようになった、といわれている。

通常なら、自動車ディーラーや整備工場など「使用済み車」の排出先（引取り者）から「使用済み車が溜まったから引き取りにきて欲しい」といった連絡を受けて解体業者が車を引き取っていたものが、連絡は入らなくなり、問い合わせをしても「あたくには出さクルマはない」とか「2万円以上で引き取ってくれるなら出してもいい…」などという返事が返って来るようになったという。

自動車リサイクル法が施行される直前の平成16年11、12月はいわゆる駆け込み処理で、通常の2倍以上の入庫状態となり、予定申告台数を大幅に上回る「使用済み車」が入ってきた業者もいる。しかし、1月に入るとその反動もあってか入庫は激減、2、3月に入っても入庫は増えず、例年と比べて大幅な入庫不足と

なった。4月の新年度を迎えても減少の傾向に歯止めが掛からず、前述の北九州市の事業者のような事例も出てきた。

たまたま自動車リサイクル法を機会に自動車解体業界が進めていた業界団体統合・法人化活動が結実、新法人団体「有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構」が設立されたが、設立総会の席上、参加会員が



▲経済産業省自動車課を訪問、宮本自動車リサイクル室長（右）に『要望書』を手渡す酒井日本ELVリサイクル機構代表理事。自動車課では清水課長補佐（宮本室長の左）が、ELV機構側では青木理事がそれぞれ立ち会った。

ら「使用済み車の在庫減少」を訴える声が多数出された。

総会では「使用済み車減少の原因」を探る調査活動に加え、経済産業省・環境省など自動車リサイクル法の監督官庁に対し、法律の運用過程で「使用済み車減少の原因」と思われる問題点について改善の要望を行うことを満場一致で決議している。

### ▼引取り業者の「行為義務不履行」を指摘

今回提出された『要望書』の骨子は、大きくは（１）法律運用上の改善点（２）一般消費者（使用済み車排出者）に対する法律のPR強化の２本の柱で構成されている。

まず第１の柱の第１項目として「引取り業者の行為義務不履行」を指摘した。

自動車リサイクル法の第４条には「引取り業者は、自動車製造業者と協力し、自動車の再資源化にかかわる料金その他のことならについて自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済み自動車の引き渡しが行われなければならない」とあり、引取り業者は所有者からの使用済み車を自動車リサイクル法のシステムに導入する重要な役割を担っている、と位置付けている。しかし実態は「引取り業者」の「判断」が大きなウエートを持つところから、「使用済み車」ではなく「中古車」と判断したことにして、所有者から「中古車」として引き取り、オートオークション業者などに引き渡される仕組みとなっている。

本来、「使用済み車」は「引取り業者」に引き渡す際、所有者は「リサイクル費用」支払いの義務を負うが、「引取り業者」がその車両を「中古車」として認定したとたん「リサイクル費用」は棚上げ先送りされ、オートオークションで落札した業者が、最終的に「リサイクル費用」負担者になる仕組み。

また、「引取り業者」が「使用済み車」として所有者から引き取る際、「リサイクル費用」を受け取りながら、自動車リサイクルシステムに報告せず、車両だけをオークション業者に回す、というひどい話が伝えられている。これは当該業界としての社会的なモラル、順法精神を著しく欠く行為といわざるを得ない。

また、「引取り業者」が所有者から車両を下取りする際、査定額が千円とか数百円しか付かない明らかに

「使用済み車」でも、「リサイクル費用」を預からなければ「中古車」である、という間違った認識によりオークションに出品し、自動車リサイクル法の許可を持たない業者により落札されている例が多数見受けられる。

### ▼法律運用には『使用済み自動車の基準』が不可欠

「使用済み車」の流通相場が１万円から２万円の範囲内である、という現状からすれば、前述のような行為は「自動車リサイクルシステムに報告すること」そのものを回避する行為としか言い様が無い。現に、自動車ディーラーの中には「主力の新車販売が伸び悩む中で、使用済み車の取り扱いのために専任業務の社員を貼り付ける余裕はない」と言い切るところもあると聞く。

あえていえば、自動車リサイクルシステムで「報告する」実務は、従来にはなかったインターネットを使った業務であることや、入力ミスの訂正が簡単ではない仕組みとなっているところから、大変な手間ひまを必要とする。こうした煩雑さは、「引取り業者」に「システム報告への忌避」を起こさせる心理的動機として働いていることも事実であろう。もし「自動車リサイクルシステム」の作業の複雑さが、法律その物の正しい運用をねじ曲げているとすれば、これは本末転倒としか言い様が無い。これらは、私たち解体業者の側からも言えることで、法律運用における改善を要望するゆえんでもある。

そしてまた、「引取り業者の判断」が横行する要因として大きいのは『使用済み自動車の基準』が無いことである。法律には「使用済み自動車の定義」こそうたわれているが、政省令を含め運用面での「基準・規定」が定められていない。前述のようにあくまでも当事者の「判断」に委ねられているのが実情だ。

現在、明確な基準が無いために、あらゆる勝手な解釈や「経済行為」と称するプロ達の独善的な活動が横行し、正直者が馬鹿を見、苦しんでいる、と私たちは見る。その意味で法律運用上のきめ細かいルール作りを含む修正・改善を早急に、かつ強く要求したい。

### ▼一般消費者への「自り法徹底」が急務

２つ目の柱は「一般消費者（使用済み車排出者）に対する法律のPR強化」である。

前項でも述べたように「引取り業者の勝手な判断」に対して、一般のくるまの所有者は、ほとんど「引取り業者の意のまま」のように見受けられる。小型乗用車で1万数千円、軽自動車でも8千数百円の「リサイクル費用」を自ら支払う気持ちで自動車ディーラーを訪れても、営業マンから「中古車として査定しますから、リサイクル費用は不要です」など言われた消費者は「使用済み車はリサイクル料金預託が必要です」と呼び掛けるTVのCMに逆に疑問を抱くのではないだろうか。

去る7月15日に開催された産業構造審議会・中央環境審議会の合同会議で消費者代表の一人でもある松田美夜子委員（富士常葉大学教授）は次のような発言をした。

「最近私の友人が車を買換える機会があり、ある業界をリードする自動車メーカー系の販売店へ行った。そこでは友人の車は査定はつかないといわれたにもかかわらず、リサイクル料金はいらぬといわれた。これはどういうことか。ユーザーは車が適正に処理されることに協力し参加して役割を果たそうと思っている。それを、制度の適正な運用を定着させるべき取引業者、しかも新車の販売店が拒否するとはとても理解できない」

これに対して自動車メーカーからも自動車ディーラーの代表委員からもまともな回答は行われなかった。

（財）自動車リサイクル促進センターが実施した消費者に対する「自動車リサイクル法の浸透度調査」では、ほとんどが「知っている」か「聞いたことがある」と回答している。だが、消費者が「自動車リサイクル法」と本来の目的、ルールについてどこまで理解しているのか、ということになると疑問点が多い。先の合同会議で松田委員の友人のような理解者は少数派と思われる。例えば、自分が納めた重量税が、途中で廃車した場合には「還付」されるということなどご存知ない消費者の方が多いのではないが。

こうした状況の中では「引取り業者の勝手な判断」が横行しても致し方ない、とも言えるが、それを逆手に取って独善的な営業活動が続ける引取り業者には猛省を促したい。もちろん、法律には、消費者に対する対応と消費者自身の取組みが正しく表現されているが、残念なことにそれが末端の消費者にしっかり伝わっていないことが、解体業悲劇の遠因であり、要望書提出の動機にもなっている。

おびにおん / おびにおん / おびにおん



## 正直者が馬鹿を見てはいけない!!

九州大学助教授

外川 健一

直近の産構審・中環審合同会議の報告によれば、この半年で自動車リサイクル法のシステムに則って引き取られたELVの台数はわずか120万6千台にしかならなかった。単純に2倍にしても、この1年での処理台数は240万台余りにしかならない。これまでの審議会では、年間約500万台のELVが発生し、うち100万台が出ていると想定、国内処理台数は400万台という前提で議論されてきた。この前提に大きな疑問が投げ掛けられたことになる。筆者は最近1、2年の旺盛なアジア諸国のスクラップ需要、国内処理のコスト高、排出者のリサイクル料金の未払い状況など様々な要因からある程度の輸出増加を予想した。しかし、スクラップ市況の良さ（最近様子がおかしくなりつつあるが…）は国内破砕業者からのスクラップ需要を増加させるはずであり、それほど多くが単純に輸出に出回ったとも考えがたい。

そこで一番危惧されるのがルール無視、あるいは無視した「国内不適正処理」の横行である。現在の自動車リサイクル法では、本来のELVが中古車としてオークション会場に流通し、リサイクル料金を預託しないまま不法に解体され、残ったガラはプレスして輸出したり、破砕業者に渡しているケースがどうも少なからずあるようなのだ。

このままでは正直者が馬鹿を見てしまう。自治体は警察としっかりタッグを組んで不適正処理業者を摘発し、正々堂々とした市場でのELV流通が行われるような環境整備を一刻も早く行うべきである。零細業者はそれまで体力が持つか、ぎりぎりのところまできているのだから。



「自動車重量税」について言えば、手続上、当該車両の「解体」が確認された後、車両の所有者がその書類を元に申請手続することになっており、消費者にとっても手間ひまの掛かるテーマではあるが、場合によっては数万円の金額が自分に戻って来るとなれば、「知っている」と「知らない」とことでは大きな違いが生ずると言えよう。

以上、「引取り者」の「勝手な判断」を横行させないため、またこの法律その物は正しい狙いで作られたことを証明する意味でも、一般消費者に対する「徹底したPR」が強く望まれる。

有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構は、今回の要望書提出を皮切りに、自動車リサイクル法運用上の不備、課題に対して積極的に提案し改善を求めていく考えだ。

## 平成17年度重点活動計画 AA会場の実態調査活動など6項目 第1回理事会を開催

有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構は7月11日、同機構設立総会開催以降初の理事会を開催、本部事務所及び平成17年度の活動計画など6項目を決定した。会議には環境省から山本昌宏自動車リサイクル対策室長、秦康之同室長補佐が出席した。

第1回理事会は、議長に伊丹伊平北海道ブロック長を選出、会員規定など各種規約を承認、また懸案の本部事務所として、関係省庁や関連団体とも近い東京都港区新橋3丁目2-2の一美ビル5階を決定した。また会員募集結果と基金については48組合・9団体、966口となったことが報告され承認された。

広報活動については高野和憲広報部会長から、また機構の平成17年重点活動計画については青木勝幸活動計画検討委員長からそれぞれ報告が行われた。広報活動の基本は情報伝達の回数増と内容の充実にあり、機

### ▼平成17年度の重点活動計画を決定した日本ELVリサイクル機構の第1回理事会（品川プリンスホテルにて）



関紙「日本ELVニュース」の隔月発刊、その未発行月を埋める新たな媒体として「JAERAニュースレター」の発行を承認した。機構のホームページもリニューアルするものとした。

また、活動計画については、重点を調査活動に置き（1）オートオークションの実態調査（2）「自動車リサイクル法」の見直しへの要望点調査、を行うものとした。また外部委託事業としては、（株）リサイクルワンのガラス・プラスチック・ワイヤーハーネスの3品目リサイクル化調査、みずほ総研（株）との「解体業白書」調査などと取組むこととした。また、新規会員拡大活動についても積極的に取組むこととし、地域組織担当副代表理事・地域支援部会が詳細を詰めていくものとした。

出席理事は次の通り。（順不同・敬称略）

◇酒井清行（代表理事）◇北口賢二（代表理事代行）  
◇南可昭（副代表理事）◇榎本拓（副代表理事）◇寺谷優（副代表理事）◇伊丹伊平（北海道理事）◇阿部善雄（東北理事）◇青木勝幸（関東西理事）◇太田欽也（関東中理事）◇堀川茂雄（中部北陸理事）◇高野和憲（近畿理事）◇辻隆雄（九州理事）◇垣花善則（沖縄理事）◇白川広（理事）◇奥野松方（理事）◇栗山義孝（理事）◇諸岡一雄（理事）◇清水信夫（理事）◇田村幸男（理事）◇大橋岳彦（理事）以上20名出席。欠席（委任）は5名。

**お知らせ** 次号は10月11日（火）発行

編集後記

◆新法人団体設立に当たって、最も重要と思われることは『全加盟会員が、正確な情報を的確なタイミングで、正しく共有すること』である、と考えます。その意味で、今までのELV協議会時代に発行してきた「ELVニュース」（隔月刊）をリニューアル創刊するとともに、同紙の未発行月には、新たに「JAERAニュースレター」を発行し、毎月何らかの関係情報が皆さんのお手元に届けられるよう配慮致しました。新情報紙にご期待ください。（酒井）

◆「JAERAニュースレター」創刊号をお届け致します。次号からは『これが言いたい、ここが聞きたい』のタイトルで「会員の声欄」を新設致します。皆様の生の声をお寄せください。（JAERAニュースレター編集室）

有限責任中間責任法人

**日本ELVリサイクル機構**

JAERAニュースレター

発行日：2005年8月10日

発行所：〒284-0037千葉県四街道市中台585

TEL.043-432-5581 / FAX.043-432-5582

発行人：酒井 清行